

第8回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年8月16日(金) 午後1時30分

2. 招集場所 石川町役場 3階 正庁議場

3. 議案

(1) 議案第24号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第25号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第26号

現況確認証明に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・ 議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第8回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、3番金沢和則委員 4番芳賀正幸委員を指名いたします。

(1) 議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議 長 それでは議事に入ります。
議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局長の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
只今説明いたしました農地法第3条第1項番号1から番号3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告します。
- ・ 議 長 それでは、農地法第3条第1項番号1を調査されました緑川一男委員に報告を求めます。
- ・ 緑川一男委員 農地法第3条1項1番の現地調査の結果を報告いたします。
現地確認は令和元年8月11日午後1時30分より、譲受人の〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の4名で実施しました。
場所は、県道石川鮫川線、〇〇〇〇〇〇〇〇から1キロ位行った、〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆、地目 畑、面積 2,158㎡、現状は畑として使用しています。
譲渡人は遠距離のため耕作が出来ないので当該農地を売渡し、譲受人は当該農地を買い受けて耕作管理するとの事でした。
以上調査した結果問題のない案件かと思っておりますので、皆様の審議よろしくをお願いします。
- ・ 議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ご

譲渡人は、遠方に在住しており耕作が困難なため、親族である譲受人に贈与する、譲受人は当該農地を譲り受けて管理するとの事でした。

以上調査した結果問題ない案件かと思いますので、皆様の審議よろしくお願いたします。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第24号 農地法第3条第1項番号3については承認するものと決定いたします。

(2) 議案第25号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 次に、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてございますが事業計画者は駐車場の設置を目的とし今回の申請に至っております。なお申請地は第2種農地でございます。

農地法第5条1項番号2についてございますが、事業計画者は牛舎及び堆肥舎並びに農機具置場、牛の運動スペースの設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。

- ・議 長 それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告いたします。

この案件は平成30年3月5日現地確認している案件であり、今回は全体での現地確認を省略し8月4日、日曜日、午前8時より斎藤英幸推進委員と私で現地調査いたしました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇北側約200mの住宅地内で〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 畑、面積 240㎡、所有者は〇〇〇〇、

住所〇〇〇〇〇〇〇〇、所有権移転です。

事業の必要性土地の選定理由として、申請人は申請地を囲む〇〇〇〇〇〇〇〇〇の宅地に居住し、町内の運送会社に勤務していますが、今般独立し運送業に従事する計画であり、申請地は住宅に隣接し運送車両2台分と自家用及び来客用を確保できる最適の条件であることから本申請となりました。

今回の申請は、申請地の利用経過に手続き違反が生じていたため譲渡人より福島県知事、石川町農業委員会に顛末書が提出されています。経緯は申請地を囲む〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地は終戦後より〇〇〇〇家が代々居住していた土地で終戦後間もない頃、曾祖父〇〇〇〇が建物を建築し、その後土地建物とも祖父〇〇〇〇が相続し、さらに父〇〇〇〇が相続、それを譲渡人が相続しました。同地上に亡き父〇〇〇〇が平成14年7月に母屋を立替え、今日も現存しており本申請地も同様の経過をたどり譲渡人が相続いたしました。申請地は昭和56年12月17日に国土調査が認証されており、申請地と同じく屋敷内にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は雑種地に地目変更されました。申請地も同様の利用だったと推測しますが変更されませんでした。詳細は不明との内容です。

平成28年10月に譲受人〇〇〇〇へ宅地建物を売却しており、今回の駐車場敷地転用計画により地表をアスファルト舗装することにより土砂等の流出は無く、雨水は宅地内排水施設へ流出させ生活雑排水も無く、農業用施設への影響もありません。又、集落内に位置し宅地に囲まれていることから農地の蚕食も無く、周辺農地への影響はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく願いいたします。

- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。
- ・ 金沢和則委員 中身について異議はありませんが、事務局に確認します。単独で駐車場だけで敷地内転用となっていますよね。全体計画が駐車場に行くのに宅地を通らないといけないですよ。通常我々いつも県から言われているのは、全体の面積も出してくださいと言われてしかも敷地が過大だということ。をいつもポイントで突っ込まれているので、その辺県はどうでしょうか。

このケースは通るのでしょうか

・係長 その件についてお答えします。県のほうから照会が来ておまして、今金沢委員からご指摘ありました出入り口の部分については指摘を受けております。出入り口の部分は併用地として記載して下さいというような内容の指導を受けております。これに併せて申請者の代理人の方にも通知をして訂正していただくような流れで手続きをとっておりますのでご報告いたします。

・議 長 その他何かご意見ございませんか。

・角田委員 書類ですけど、許可申請書の 8 - 2 号 - 2、郡市町村名が石川郡浅川町になっているのですが。

・係長 ただいまご指摘ありました所も、石川郡浅川町となっているのですがそこも県から指摘を受けておまして、石川町に直すように代理人に連絡してありますのでご報告いたします。

・議 長 その他何かご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは異議のないものと認め、議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項番号 1 については承認するものと決定いたします。

次に農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請番号 2 を調査した緑川喜友委員に報告を求めます。

・緑川喜友委員 農地法第 5 条第 1 項 2 番を現地確認、調査した結果を報告します。

調査は令和元年 8 月 5 日午前 10 時より行いました。立会人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の被設定人〇〇〇〇と、設定人〇〇〇〇、役場より佐藤事務局長、三瓶係長、農業委員の私と最適化推進委員の矢内壮幸氏の 6 人で現地確認調査を行いました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆で面積は 2,617 m²で〇〇〇〇〇〇〇〇より 100 m 鮫川方面に行き左折し東へ 300 m 行った所にあります。現在、夫の父、祖父とそれぞれ親牛 30 頭、15 頭の和牛繁殖を主体とした経営をしております。

子供達が大きくなり手が離れてきているので自分たちの世代が主体となり繁殖牛の育成に取り組みたいと計画しました。土地については祖父名義の土地を借りることが出来ること、労働力については父や祖父の補助を

受けながら行えること、資金は農協のアグリマイティ資金、牛の購入については石川町産業振興課の事業資金を活用することができる事等の条件が整ったため計画しました。将来的には親牛30頭くらいの規模の経営を希望しています。土地の選定理由は父、祖父の牛舎に近く相互に行き来もでき、また交通の便もよく近くに民家もなく申請地が最適であると選定しました。取水計画は接続地に井戸を掘って利用する。雨水は自然浸透、及び敷地内に側溝を設置し道路側溝に流出する。汚水は敷地内に集水枡を設置し汲み取り、堆肥と攪拌させ、自宅畑で利用するとのことでした。

以上調査した結果なんの問題もありませんでしたのでみなさんの審議よろしくをお願いします。

- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議のないものと認め、議案第25号 農地法第5条第1項番号2については承認するものと決定いたします。

(3) 議案第26号

現況確認証明に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に、議案第26号 現況確認証明に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

- ・ 議長 只今説明のありました現況確認証明について、私と近内委員で調査しましたが近内委員から報告をお願いします。

- ・ 近内繁治委員 現況確認証明の現地調査について報告します。

調査日は令和元年8月5日午前9時より、事務局長佐藤さん、係長三瓶さん、委員の佐藤会長、最適化推進委員の私と、申請者〇〇〇〇と事務所が近くにあり知人でもある〇〇〇〇の6名により申請書をもとに話を伺いながら調査いたしました。

場所は国道118号線玉川方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

〇〇〇が左側にある国道沿い右側の地点です。所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、
地目 畑、面積 592㎡、申請理由は地目を現況の原野としたいとのこと
です。

現況は養蚕を営んでいた当時、桑を栽培しておりました。20年以上前
に養蚕を止め、一部桑の抜根等をして管理しておりましたが、平成10年
からは維持管理しておらず、成長した桑の木その他、篠竹やツタ類が繁茂し
ており農地とは言えない状況となっております。当該農地の確認には、原
野山林化した周囲の状況を見てまわり、背丈以上に伸びた草木を分け入っ
て畑に入り、境界等の確認をしました。結果、現況原野としての地目変更
で問題ないと確認いたしました。

以上報告いたします。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

・議長

只今説明のあった現況確認証明について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め議案第26号現況確認証明に対する意見決定の件
について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本
日の会議を閉じます。

午後2時7分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とする
ため署名する。

令和元年8月16日

石川町農業委員会

議事録署名人 3番

4番